

# 学校法人福岡大学個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報取扱事業者として、学校法人福岡大学及び本法人が設置する学校(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取扱いに関し、その取得、保管、利用等について必要な事項を定め、その責務を明確にするとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、別表第1に掲げる者(以下「本人」という。)に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 前項に規定する個人情報で保護の対象とする個人データの項目は、別表第1のとおりとする。

3 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であり、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成・保管しているもの

4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において「保有個人データ」とは本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

### (個人データの利用目的)

第3条 個人データの利用目的は、別表第2のとおりとする。

### (本学の責務)

第4条 本学は、個人情報の取得、保管又は利用にあたり、個人の権利及び利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (職員の責務)

第5条 職員は、この規程及び関連規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 職員は、職務等で知り得た個人情報を利用目的以外に流用、第三者へ漏えい又は流出させてはならない。退職後においても同様とする。

## 第2章 安全管理措置及び体制

### (個人情報保護委員会の設置)

第6条 本学は、この規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(個人情報保護管理者の設置)

第7条 本学は、この規程の目的を達成するため、個人データを取り扱う部署ごとに、個人情報保護管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、事務局長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、研究推進部長、病院長、研究科長、センター長(第二種役職員)、附属学校の校長その他本学が指名する者とする。

3 管理者は、個人情報の取得、保管及び管理、本人からの開示、訂正又は削除の請求に関し、この規程に基づいて適切に処理しなければならない。

4 管理者は、個人情報の取扱いに関し、委員会の助言、指導があったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(取扱い個人情報の届出)

第8条 個人データを取り扱う部署は、次に定める事項を記載した個人情報登録簿を備えなければならない。

- (1) 取扱機関の名称
- (2) 利用目的
- (3) 取得の対象者
- (4) 取得方法
- (5) 記録項目
- (6) 保管方法及びデータベース化の有無
- (7) 保管開始日

2 前項の規定により作成した個人情報登録簿は、委員会へ届け出なければならない。

3 新たに個人情報を取得するとき、又は届け出た事項を変更若しくは廃止するときは、あらかじめこれを委員会に届け出て、承認を得なければならない。

(正確性の確保)

第9条 個人データについては、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 個人データについては、漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(監督)

第11条 管理者は、個人データを取り扱わせるに当たっては、従事者に対し当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次に定める安全管理に関する事項

を契約書に記載しなければならない。

- (1) 個人データの漏えいの防止、盗用の禁止
- (2) 委託契約範囲外の加工、改ざんの禁止
- (3) 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
- (4) 再委託を行う場合の報告
- (5) 委託契約期間
- (6) 委託処理終了後の個人データの返却・消去・廃棄
- (7) 漏えい等の事故が発生した場合の報告義務
- (8) 漏えい等の事故が発生した場合の責任及び賠償

### 第3章 個人情報の取得、利用及び提供

(適正な取得)

第12条 個人情報を取得するときは、公正な手段により取得しなければならない。

2 思想、信条及び宗教に関する個人情報は、これを取得してはならない。

(利用及び第三者提供の制限)

第13条 取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、定められた利用目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、在学生の父母及び学費負担者、社団法人有信会、福岡大学父母後援会、附属高等学校の同窓会及び後援会、附属中学校の保護者会並びに別に規程をもって定めるものに対しては、次の各号に従って当該個人データを提供することができる。

- (1) 提供する個人データの項目は、次のとおりとする。ただし、別に規程をもって定めるものにあつては当該規程において定める項目とする。

ア 在学生の父母及び学費負担者にあつては、学籍情報、履修・成績情報、出席情報、課外活動情報

イ 社団法人有信会にあつては、卒業後の住所及び進路・就職先情報

ウ 福岡大学父母後援会にあつては、学籍情報、履修・成績情報及び家族情報

エ 附属高等学校の同窓会にあつては、卒業後の住所及び進路・就職先情報

オ 附属高等学校の後援会にあつては、学籍情報、成績情報及び家族情報

カ 附属中学校の保護者会にあつては、学籍情報、成績情報及び家族情報

- (2) 提供の方法は、紙又は電子化された情報データベースによるものとする。

(3) 本人の求めがあった場合は、提供を停止する。

3 第三者へ提供する場合は、第三者が次に定める事項について適切な安全管理措置を講じるよう留意しなければならない。

(1) 個人データの漏えいの防止、盗用の禁止

(2) 目的外の複写、複製の禁止

(3) 目的達成後における個人データの返却・消去・廃棄

(4) 保管期間

(本人の同意の方法)

第14条 前条に規定する本人の同意を得る方法は、次に掲げるものとする。

(1) 個人情報を記載する所定の紙媒体又は電子媒体の様式に、利用目的又は第三者への提供に関する事項を明記したうえで、本人から当該個人情報の提供を受ける方法

(2) インターネットを経由して個人情報を取得する場合は、本学ホームページ等に利用目的又は第三者への提供に関する事項を明記したうえで、本人から当該個人情報の提供を受ける方法

(3) 口頭及び電話等により、利用目的又は第三者への提供に関する事項を通知したうえで、本人から当該情報の提供を受ける方法

#### 第4章 個人情報の開示等

(保有個人データの開示)

第15条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 教育研究又は業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 本人又は第三者の生命、身体その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 法令に違反することとなるとき。

2 保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等)

第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの訂正等を求められたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき訂正等の措置を講じなければならない。

2 前項の規定により、保有個人データの全部又は一部について訂正等を行ったときは、その結果を本人に通知しなければならない。

3 保有個人データの全部又は一部について訂正等を行わないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第17条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用又は取扱いが、第12条第1項

又は第13条第1項の規定に違反しているという理由により、当該保有個人データの利用停止等を求められたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき利用停止等の措置を講じなければならない。

2 前項の規定により、保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったときは、その結果を本人に通知しなければならない。

3 保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行わないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

(開示等に関する手続き)

第18条 保有個人データの開示の請求、訂正又は利用停止等の請求は、本人であることを証明する書類を提示するとともに、当該請求に必要な事項を明記した文書を提出するものとする。

2 前項に規定された請求の受付窓口は、本人の区分に応じて別表第1のとおりとする。

(苦情の申立て)

第19条 本人は、保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求に基づいてなされた措置に苦情がある場合は、委員会へ苦情の申立てを行うことができる。

2 委員会は、前項の規定により苦情の申立てを受けたときは、速やかに審議、決定し、その結果を本人へ通知しなければならない。

(開示請求の手数料)

第20条 本人が保有個人データの開示を求める場合、開示請求1回につき300円を納入しなければならない。

## 第5章 補則

(細則)

第21条 個人情報保護に関する細部については、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。